

平成21年 6 月 30日

意見書案第 2 号

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

わが国におけるB型、C型ウイルス性肝炎患者・感染者は、350万人以上と推定されており、肝炎は国内最大の感染症とも言われている。その多くの患者が、輸血、血液製剤の投与及び針・筒連続使用の集団予防接種等の誤った医療行為などにより、感染したものと指摘されている。

また、B型、C型ウイルス性肝炎は、多くの場合、感染期間や自覚症状がないため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人の気づかないうちに慢性肝炎から肝硬変、肝がんに移行する危険性の高い深刻な病気である。また、すでに肝硬変・肝がんに進展した患者やその家族は、長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど、精神的・経済的にも多くの困難に直面している。

こうした中、国は、平成20年度から新たな肝炎総合対策として、「肝炎治療7カ年計画」を実施しているが、法律の裏付けがない予算措置であることから、専門医療機関の確保など都道府県によって施策に格差が生じている状況である。

適切な肝炎対策を、全国的に等しく推進するためには、国や地方公共団体の責務を明確にし、財政上の措置を講ずるなど、肝炎対策全体の総合的な推進を図る基本法・根拠法の制定が必要である。

よって、国におかれては、肝炎対策のための基本法を早期に成立されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

あて

小田原市議会議長